



# 転入されたときの手続きの御案内

令和6年12月

京都市西京区役所 TEL381-7121

どんな届		受付窓口	必要なもの	時期	フック欄
転入届		東庁舎1階 3番 市民窓口課	<p>【市外からの転入の方】</p> <p>①本人確認書類（運転免許証、健康保険証・資格確認書等） ②マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ④前住所地の転出証明書</p> <p>【国外からの転入の方】</p> <p>①パスポート ②戸籍謄本・戸籍の附票（本籍地が京都市内の場合は不要）</p> <p>【市内他区からの転入・区内での転居の方】</p> <p>①本人確認書類（運転免許証、健康保険証・資格確認書等） ②マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ③住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）</p> <p>※代理人の場合は、本人自筆の委任状と代理人の本人確認書類が必要です。</p> <p>※外国籍の方は、特別永住者証明書、在留カード又は外国人登録証明書が必要です。</p> <p>また、市外からの転入の場合は、転出証明書も必要になります。</p>	転入日から 14日以内	
印鑑登録		東庁舎1階 3番 市民窓口課	<p>①登録する印鑑 ②本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証・資格確認書等）</p> <p>市内・区内間引越の場合は、引き続き、印鑑登録証（カード）を使用できます。</p> <p>※代理人の場合、本人自筆の委任状と代理人の本人確認書類</p> <p>※本人が「公的機関発行の顔写真入本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）」を持参して申請する場合以外は登録に数日必要です。</p>	希望時	
小・中学校の 転校手続			区役所で発行する「転入学通知書」を転校前の学校で発行された「在学証明書」とともに指定小・中学校へ持参してください。	転入届出後 速やかに	
国民健康保険 加入者		東庁舎1階 7番 保険年金課	本人確認書類（マイナンバーカード等） 市内での転居の場合、お持ちの方は国民健康保険資格確認書・被保険者証	転入日から 14日以内	
介護保険		西庁舎1階 16番 健康長寿推進課	<p>①要介護認定を受けていた場合は、受給資格証明書</p> <p>市内・区内間引越の場合は、①介護保険被保険者証、②介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） ③各種減額証（お持ちの方のみ）</p> <p>※65歳以上又は要介護認定を受けていた40歳以上の方</p>	転入日から 14日以内	
児童手当※		東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	<p>①申請者の金融機関口座（普通預金）の分かるもの ②申請者の健康保険被保険者証 ③申請者個人番号確認書類（マイナンバー） ④保険資格が確認できる書類のいずれか（紙の保険証（令和6年12月1日までに発行されたもの）、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面の写し）</p> <p>*その他の書類が必要なこともあります</p> <p>*公務員の方は、職場で手続きをしてください。</p>	前住所地の 転出予定日 から15日 以内	
年金	国民年金 加入者	東庁舎1階 6番 保険年金課	退職したり、厚生年金加入の配偶者の扶養対象でなくなったり、海外から転入したりするなど、第1号被保険者となる方は、届出が必要ですので、必要なものについて担当窓口にあらかじめお尋ねください。	転入日から 14日以内	
	国民年金 受給者	年金事務所・共済組合	海外から転入された方は、国民年金・厚生年金を受給の場合は年金事務所、共済年金を受給の場合は各共済組合にそれぞれ御相談ください。必要なものは、年金事務所・各共済組合にあらかじめお尋ねください。	転入日から 14日以内	
子育て①	子ども医療※		保険資格が確認できる書類のいずれか（紙の保険証（令和6年12月1日までに発行されたもの）、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル画面の写し） 市内・区内間引越の場合は、保険資格が確認できる書類、医療費受給者証	転入届出後 速やかに	
	児童扶養手当 （受給者）	東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	<p>①住所・支払金融機関変更届（市外転入用又は市内異動用） ②手当証書</p> <p>③住宅の名義が分かるもの（賃貸の場合は賃貸借契約書）</p> <p>④市外からの転入の方は、金融機関口座の分かるもの</p> <p>※その他の書類が必要なこともありますので、受付窓口までお尋ねください。</p>	転入届出後 速やかに	
	ひとり親 家庭等医療		【受給資格】 ひとり親家庭の児童（18歳になって最初の3月31日まで）と母又は父等。所得制限あり。 ※必要なものについては受付窓口までお尋ねください。	転入届出後 速やかに	
	保育園、認定 こども園（保 育所部分）、 小規模保育 事業所		児童が市内の保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所に入所中の方は支給認定変更申請・変更届出書 新たに保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所への入所を希望される場合は、手続について御説明いたしますので、受付窓口までお尋ねください。	転入届出後 速やかに	



# 転入されたときの手続の御案内

令和6年12月

京都市西京区役所 TEL381-7121

どんな届		受付窓口	必要なもの	時期	チェック欄
子育て②	幼児教育・保育の無償化	東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	利用される施設により、必要書類や手続きが異なりますので、受付窓口までお尋ねください。	転入届出後速やかに	
	母子健康手帳	東庁舎2階2 1番	母子健康手帳 ※妊娠中や4歳未満の子のある方（健診対象月齢：4か月、8か月、1歳6か月、3歳3か月）は、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口にお問合わせください。	転入届出後速やかに	
	新生児訪問 乳幼児健診	子どもはぐくみ室			
高齢の方	後期高齢者医療加入者	東庁舎1階 7番 保険年金課	①本人確認書類（マイナンバーカード等） ②負担区分証明書等 市内での転居の場合、お持ちの方は後期高齢者医療資格確認書・被保険者証 ※障害者手帳、被爆者健康手帳を有する方は、手帳もお持ちください。	転入日から14日以内	
	重度障害者人健康管理費	東庁舎1階 6番 保険年金課	①本人確認書類（マイナンバーカード等 お持ちの方は後期高齢者医療資格確認書・被保険者証） ②課税（所得）証明（本人・同一世帯員のうち当該年（転入日が1～7月の場合は前年）の1月1日現在の住所地が京都市外の方） ③金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ④身体障害者手帳（1、2級の方）、療育手帳（A判定の方）又は精神障害者保健福祉手帳（1級の方） 市内での転居の場合、上記①と④ ※前住所地で同様の制度を受けていた方は、そのことを証する書類が必要です。	転入届出後速やかに	
	敬老乗車証	敬老乗車証 交付事務センター	敬老乗車証交付事務センター【050-5443-6647】にお問合せください。 ※ 年齢要件・所得要件があります。	転入届出後速やかに	
老人医療	西庁舎1階 16番 健康長寿推進課	マイナンバーカード マイナンバーカードをお持ちでない方は、①運転免許証等の本人確認書類及び②加入医療保険情報の確認に必要な書類1点（「マイナポータル」の医療保険の資格情報画面、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「個人番号通知書」、「有効期間内の健康保険証」） 市内・区内間引越の場合は、医療費受給者証※65歳以上70歳未満 ※ その他、所得証明書又は確定申告書の写しが必要となる場合があります。	転入届出後速やかに		
障害のある方①	重度心身障害者医療	東庁舎2階 23番 障害保健福祉課	①印鑑 ②健康保険の資格情報が確認できる資料※欄外参照 ③個人番号確認書類（マイナンバー） ④身体障害者手帳（1、2級の方）又は療育手帳（A判定の方） 市内・区内間引越の場合は、上記①～②と医療費受給者証	転入届出後速やかに	
	特別児童扶養手当		①手当証書 ②（振込口座を変更される場合は）金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ③個人番号確認書類（マイナンバー）	転入届出後速やかに	
	特別障害者手当・障害児福祉手当		①手当振込口座の通帳 ②個人番号確認書類（マイナンバー） ※ 市内・区内間引越の場合は、上記①及び②と、③認定通知書	転入届出後速やかに	
	身体障害者手帳・療育手帳		①身体障害者手帳・療育手帳 ②個人番号確認書類（マイナンバー） （なお、市外から転入され、療育手帳をお持ちの方は、写真が必要です。）	転入届出後速やかに	
	障害福祉サービス		①福祉サービス受給者証 ②個人番号確認書類（マイナンバー）	転入届出後速やかに	
	心身障害者扶養共済		①印鑑 ②加入者証	転入届出後速やかに	
	精神障害者保健福祉手帳		①精神障害者保健福祉手帳 ②個人番号確認書類（マイナンバー） その他書類が必要な方あり 詳しくは受付窓口にお問合わせください。	転入届出後速やかに	
自立支援医療（精神通院）	①健康保険の資格情報が確認できる資料※欄外参照 ②自立支援医療（精神通院）受給者証 ③個人番号確認書類（マイナンバー） 詳しくは受付窓口にお問合わせください。	転入届出後速やかに			

※以下のいずれか（欄外参照分）

・健康保険証（令和7年12月1日まで） / ・資格確認書 / ・資格情報のお知らせ / ・マイナポータルの健康保険資格情報画面印刷物



# 転入されたときの手続の御案内

令和6年12月

京都市西京区役所 TEL381-7121

どんな届		受付窓口	必要なもの	時期	チェック欄
障害のある方②	自立支援医療（更生医療）		① 身体障害者手帳 ②健康保険の資格情報が確認できる資料※欄外以下参照 ③ 個人番号確認書類（マイナンバー） ④自立支援医療（更生医療）受給者証		
	自立支援医療（育成医療）	東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	新規に申請していただくことになります。詳しくは受付窓口にお問合せください。	転入届出後速やかに	
その他	小児慢性特定疾病	東庁舎2階 22番 子どもはぐくみ室	※該当の方は、手続について御説明いたしますので、受付窓口までお尋ねください。	転入届出後速やかに	
	指定難病・特定疾患等の医療費の公費負担	東庁舎2階 23番 障害保健福祉課	※該当の方は、手続について御説明いたしますので、受付窓口までお尋ねください。	転入届出後速やかに	
	被爆者健康手帳	西庁舎1階 15番 健康長寿推進課	①印鑑 ②住民票 ③被爆者健康手帳 ④手当証書（手当受給者のみ） ⑤銀行等の通帳（口座変更があるとき）	転入日から30日以内	
<ul style="list-style-type: none"> <li>飼育犬の登録・死亡・住所変更、飲食店、旅館業、公衆浴場、興行場、理・美容所、クリーニング所などの許可申請・届出は医療衛生コーナーにお問合せください。</li> <li>ごみの収集について 「家庭ごみ」は週2回、「プラスチック製容器包装」は週1回、「缶・びん・ペットボトル」は週1回、「小型金属類・スプレー缶」は月1回収集しています。ごみの収集に関するお問合せは、西庁舎1階5番窓口エコまちステーションにお尋ねください。</li> <li>自治会町内会の加入については、西庁舎1階4番窓口まちづくり推進担当にお尋ねください。</li> </ul>					

※以下のいずれか（欄外参照分）

- 健康保険証（令和7年12月1日まで） / 資格確認書 / 資格情報のお知らせ / マイナポータルの健康保険資格情報画面印刷物

上記のチェックシートは区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、他の手続や書類、印鑑が必要な場合もありますので、詳細については各受付窓口にお問合せください。

※ 児童手当及び子ども医療の受付は、以下の専用窓口で行っていますが、すべての区役所・支所（子どもはぐくみ室）でも受付可能です。また、専用窓口では、郵送受付も可能です。

【専用窓口】京都市子ども家庭支援課分室

住所：京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル3階

電話：075-251-1123（午前8時30分～午後5時 土・日、祝日、年末年始を除く。）

なお、児童手当の手続きは、マイナンバーカード及び必要な機器（インターネットに接続できるパソコン及びICカードリーダー、もしくはスマートフォン（対応機種のみ））で、マイナポータルによる電子申請も可能です。

【その他】 原付バイク（～125cc）・ミニカー・小型特殊自動車の税申告手続き（軽自動車税（種別割）の車検用納税証明書発行、減免申請、商品者の届出等）については、京都市軽自動車税事務所（分室）にお問い合わせください。

■ 京都市軽自動車税事務所（分室）

住所：京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1（烏丸御池南西角） 井門明治安田生命ビル5階

電話：075-213-5467